



- 医療関連業界の経営革新に学ぶ
- ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます
- 経営事項審査に新たな加点項目が追加されました
- 電子取引書類のデータ保存が義務化されます

医療関連業界の経営革新に学ぶ



コロナ禍による医療のひっばくが連日報道されていますが、その医療関連業界において、現在様々な経営革新の取り組みが進んでいます。今回は3分野からご紹介したいと思います。

まず、眼科業界では慶應義塾大学医学部の大学発ベンチャー企業 OUI Inc.（以下、ウイंक）の主力製品である『iPhone アタッチメント型医療機器 SEC』がひときわ目を引いています。SECは遠隔で眼科診察を行うことを可能にする小型の医療機器であり、3人の現役眼科医により開発されました。iPhoneに取り付けるだけで使用できるため、電気のない地域や被災地でも場所を選ばず眼科診察を可能にします。現在、世界の失明原因第一位は白内障であり、医療サービスの水準が低い発展途上国においては白内障による失明は社会問題にもなっています。白内障は適切な時期に治療をすれば失明を防ぐ事ができる病気ですが、世界最貧国の1つであるアフリカ南東部のマラウイでは、1800万人の人口に対して眼科医は14人しかいないため、早期の治療が困難となっています。さらに電気が通っていない地域が多く、通っている地域でも停電の状態が日常であるため、先進国の高度な医療機器を使うことができません。しかし、そんなマラウイでは現在携帯電話が普及しているため、SECを使えば早期の治療が可能となり、病気の進行を防ぐことができます。ウイंकがSECを開発したことは遠隔医療により医療にアクセス出来ない人々を救う大きなチャレンジだと感じました。

医薬品業界においても、医療提供の拡大につながる革新的な取り組みが進んでいます。大手コンビニエンス店のファミリーマートでは、処方薬の24時間店舗受け取りサービスを東京都内の8店舗で開始しました。調剤薬局と連携しており、顧客が医療機関を受診した後に調剤薬局へ処方箋を送ると、LINE上で薬剤師から服薬指導を受けられます。薬の受け渡しはファミリーマートの店頭にある24時間対応の専用ロッカーを使用しています。医療機関で受診をしていれば、服薬指導は空いた時間にオンラインで受けることができ、近くのコンビニで好きな時間に薬を受け取れるようになるため、このようなサービスの普及は医療の利便性の向上に大きく貢献しているのではないのでしょうか。さらに、身近な人にどのような薬を服用しているか知られたくない人に対しても、プライバシーが守られた受診機会を提供できるのではないかと思います。他にも、クオール薬局をはじめとした薬局による薬の宅配サービスも増えてきていますが、宅急便と同様に不在率の高さによる配送効率の問題を抱えています。コンビニという異業種とタッグを組み、さらにSNSなどのテクノロジーを活用したこの事例は、既存サービスの価値の向上を狙ったユニークな取り組みであると感じました。

歯科業界では、歯列矯正に関する取り組みが行われています。歯列矯正は金属型の矯正が主流であり、マウスピース型の矯正はマイナーな存在ですが、米国医療機器世界最大手の日本法人インビザライン・ジャパンが、マウスピース型による治療の経過観察をスマホアプリで歯科医に提供するサービスを展開しています。また、株式会社DRIPSは、LINEを活用した歯列矯正サービスを始めました。初診は対面で行いますが、それ以降はスマホで撮影した写真とLINEでの問診により提携歯科医師から同社が指示を受け、3Dプリンターでマウスピースを製作し、患者に届けます。このサービスを利用すると、医療機関に何度も受診する必要がなくなり、また価格は従来の3分の1以下であるため、既存の金属型の矯正の市場を奪うのではなく潜在的な顧客を呼び寄せ、新たな市場を作り出すのではないのでしょうか。

今回は医療関連サービスによる経営革新についてご紹介しましたが、様々な業種業界においても、環境の変化に対応するためには**最新テクノロジーやSNSなどの社会インフラの活用、異業種との連携などによる既存のサービスの見直しが必要である**と感じました。

成迫 升敏



御挨拶

本年も格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。
今後ともご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。



ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます

年末が近づき、駆け込みでふるさと納税の申し込みをされるという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。地域の特産物が寄附の返礼品として貰え、寄付金が税金から控除されるふるさと納税制度、その規模は令和2年度には全国で約6,725億円、約3,489万件と年々増加傾向にあり、お徳感から高い人気が続いています。（出典：総務省、ふるさと納税に関する現況調査結果（令和3年度実施））

ぜひともたくさん利用したいふるさと納税ですが、これまでは何件も申し込むとその寄附ごとに自治体から受領書が届くため管理が大変でした。自治体によって発送時期がバラバラで自宅に届く郵便物に注意を払ったり、確定申告まで何枚もの受領書をきちんと保管したりとご苦労なされた方も多いことと思います。しかし令和3年分の確定申告より手続きが簡素化されより便利になりますので、今回はこの手続きの変更点についてお伝えします。



特定事業者を利用すれば「寄附金受領証明書」が不要に

これまでふるさと納税を行い確定申告で寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する「寄附金の受領書」の添付が必要とされていました。この手続きが、令和3年分の確定申告から、寄附ごとの「寄附金の受領書」に変えて、特定事業者が発行する年間寄付額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされました。これにより、何枚もあった寄附金受領証明書が特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」1枚にまとまるため、たくさんの書類を管理したり郵送を待つ必要がなくなります。また寄付額の合計を計算する必要もなくなり、特定事業者発行の証明書に書かれている合計額をそのまま転記すれば足りることになります。

特定事業者とは？

特定事業者とは国税庁が指定したふるさと納税サイトのこと（※表1）です。これらのサイトに登録の上、ふるさと納税を行ったものが今回の手続き簡素化の対象となります。なお複数のふるさと納税サイトを利用している場合には、そのサイトごとに証明書が必要となります。

寄付金控除に関する証明書の入手方法

寄付金控除に関する証明書は、特定事業者が運営するポータルサイトからXML形式のファイルをダウンロードすることで入手が可能です。またポータルサイトによっては書面発行を申し込むと郵送してくれるところもあるようです。書面発行についてはポータルサイトによって対応が異なりますので、事前にご利用のポータルサイトでご確認ください。

入手した証明書の添付方法はe-Taxを利用するか否かで変わってきます。

e-Tax の場合	ダウンロードした証明書データを自動反映させて控除額の計算を行う。
e-Tax 以外の 場合	ダウンロードした証明書データを国税庁が提供するQRコード付き証明書等作成システムで読み込み、PDFファイルに変換してプリントアウトしたものを確定申告書に添付する。 郵送で交付を受けた証明書を添付することも可能。

いかがでしたでしょうか。今回の制度改革により、たくさんふるさと納税を行っても「寄附金控除に関する証明書」にまとめて記載されますので、煩わしい受領書の管理から解放される方も多いのではないのでしょうか。返礼品がもらえるお得な制度ですので、ぜひ、前向きにご活用いただければと思います。もし確定申告の手続き等についてご不明な点等ございましたら弊社担当者までご相談ください。

医療福祉事業部 川端 有希

経営事項審査に新たな加点項目が追加されました

令和3年4月、経営事項審査（以下経審）の審査基準改正により、継続的に知識及び技術、又は技能の向上に努めている企業が評価されることになりました。従業員が取得したCPD単位で加点されますが、「CPDとは何か」「経審でどのくらい影響があるか」「経審で気をつけること」の他、「経理の状況改正」と合わせてお伝えします。

CPD（Continuing Professional Development）とは

CPDとは技術者の継続教育のことです。技術者が資格取得後に継続的に学習プログラムを通して、技術者自身の力量を維持向上させるために行うものです。今回の改正では、学会や業界団体で継続教育の認定がされたプログラムを受講し、CPD単位を取得した企業に対して加点されることになっています。CPD認定団体については令和3年10月末現在において27団体あります。

経審への影響

改正では「その他の審査項目（社会性等）評点W」に「知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況W10」が新たに追加されました。取得したCPD単位はこのW10で評価されます。技術者1人当たりが審査基準日（決算日）前1年間に取得したCPD単位数を元に計算されます。W10の計算方法は次の通りです。

$$\left(\frac{\text{Z1技術者数}}{\text{Z1技術者数} + \text{Z2技術者数}} \right) \times \text{Z3技術者点} + \left(\frac{\text{Z1技術者数}}{\text{Z1技術者数} + \text{Z2技術者数}} \right) \times \text{Z4技術者点}$$

ワイズ公共データシステム(株)ホームページより

※Z1 技術者数は技術職員名簿に記載されている人数、及び技術職員名簿に載っていないCPD単位取得技能者数

※Z2 技能者数は審査基準日以前3年間に施工に従事した者の数

※Z3 技術者点は（各人の認定されたCPD単位÷国土交通省公表の算式用数値×30）の合計÷技術者数の算出値で評価

※Z4 建設キャリアアップシステム レベルアップ評価

設例：従業員20人の建設業者、技術者名簿記載者15人、15人がCPD単位をそれぞれ10単位（認定団体の数値12）を取得、Z4技能者はなし（0点）の場合

【技術者に係る評価】

1人当たり認定単位10÷認定団体数値12×30=25×15人=375（CPD単位取得数）

CPD単位取得数375÷技術者数15人=25 ⇒24以上27未満のため国土交通省公表換算式より「8」

【W10の評点】

（技術者数15人÷（技術者数15人+技能者数5人））×上記評価8=W10評点は6点

総合点P点では8.55点の加点になる

経審で気をつけること

加点の対象になるのは、CPD認定団体から認定されたプログラムになります。継続教育とは言え認定外の講習会等では加点になりません。認定団体から認定されたプログラムを取得し、実績証明書を取得する必要があります。

W10の最高点は10点で、総合点（P点）に換算すると14.25点という大きな加点になります。1人あたりの単位数の上限は30単位になるため、経審で点数を確保するためには技術職員名簿に記載される従業員全員へのCPDプログラムの受講をおすすめします。

経理への状況改正

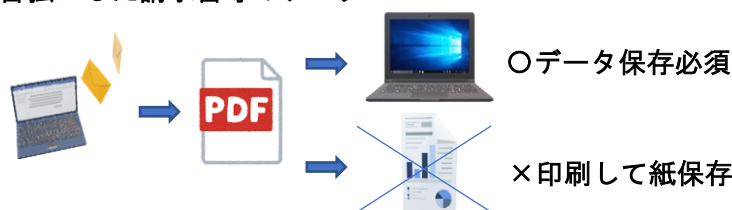
今回の改正では技術者だけでなく、経理の状況についても改正されています。これまで建設業経理士1級・2級については合格すれば加点になっていました。改正後は最新の会計情報等に関する知識を習得するため、合格後5年毎に継続的な研修の受講等を受けることで加点になります。経過措置として令和5年3月31日までは引き続き経審の評価対象になりますが、長野県の次回入札参加申請（令和6年12月予定）を考慮した上で早めの受講をしておいてはいかがでしょうか。経審のご相談は弊社スタッフまでご相談ください。

財務コンサルティング事業部 樋口 将志

電子取引書類のデータ保存が義務化されます

電子帳簿保存法の改正により令和4年1月1日から電子取引により請求書等を受け取った場合は、全てデータ保存することが義務付けられました。PDFデータで受け取った請求書等は、紙で保存する方法が認められなくなります。これは所得税法及び法人税法の書類の保存義務に関する要件で、**違反することで青色申告が取り消される可能性がある**ものです。対応方法としてはタイムスタンプを付与すること、または事務処理規定に基づき適正にデータを管理する方法があります。ちなみに電子取引とは「電子メールで請求書等のPDFデータを受領する」やEDI（電子データ交換）など次のようなものです。

- ・インターネットバンキングの振込控え（振込依頼を受けつけた旨と振込先名・金額・日付の表示画面）
- ・ホームページからダウンロードした請求書等のデータ
- ・クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ
- ・ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機から送られた請求書等のデータ
- ・従業員がAmazon等で立替払いした請求書等のデータ



データ保存の対応方法

データ保存義務の対象となる書類とは、電子取引のすべての取引情報が対象になり、注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類が該当します。ただし、先に請求書等をPDFデータでもらい、後から郵送で紙の請求書が届いた場合には、どちらか一方を保管すれば要件は満たすことができます。データ保存の対応方法は大きく分けて2パターンあります。

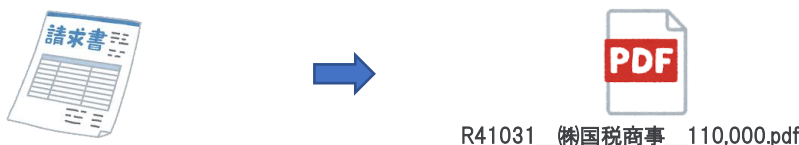
1. 電子取引に対応したシステムを導入し、効率的に保存する

電子取引に対応したシステムはJ I I M Aという団体が確認（認証）を行っており、令和3年10月時点で認証されているメーカーは9社あります。そのうち中小企業が使う会計ソフトはTKC・マネーフォワードの2社です。それ以外の経費精算や電子帳簿保存対応システムのコストは月々数万円～数十万円程度の料金体系が多いようです。

2. 手作業で保存する

①請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例）令和4年10月31日に（株）国税商事から受領した110,000円の請求書



②上記①のファイルを「取引の相手先」や「各月」など、任意のフォルダに格納して保存する。

③事務処理規定（国税庁がサンプル開示）を作成し備え付ける。

※なお、上記①に代えて以下のように索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法をとることも可能です。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	令和4年1月31日	110,000	(株)電商店	請求書
②	令和4年2月10日	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	令和4年2月28日	330,000	国税工務店(株)	領収書

電子取引のデータ保存は何らかのシステムで管理する方法が簡単だと思われそうですが、現状は選択肢が少なく、メーカーも開発中とのことです。またシステム使用料の負担が大きいことから、上記**2.手作業で保存する方法**を検討中のところもあります。いずれの方法も経理担当者だけではなく、**経営者や従業員など実際に請求書等をPDFデータで受け取る人の協力が必要になる**ので、社内の役割分担や業務フローを見なおして対応しましょう。一部大手企業はEDIにより電子化が進んでいて、これから電子取引は増加の一途をたどると考えられるので、青色申告が取り消されないようインボイス対応と合わせて早めに準備していきましょう。

財務コンサルティング事業部 安藤 雅弘